

ワイズメンズクラブ国際協会 アジア太平洋地域憲法

第1条 名称 (NAME)

本組織は、ワイズメンズクラブ国際協会アジア太平洋地域と称する。

第2条 地域 (THE AREA)

第1項 登録住所 (REGISTERED ADDRESS)

本組織の登録住所は、ガイドラインに記載される。

第2項 境界 (BOUNDARIES)

アジア太平洋地域は、インドと韓国を除くアジア内の国と南太平洋諸国で構成される。ただし、地域内のいかなる区の新設や撤廃は、国際議会に権限があり、この場合、地域は、その決定にしたがって再編成される。

第3項 区 (REGIONS)

アジア太平洋地域は、オーストラリア、東日本、西日本、フィリピン、南東アジア、スリランカ、台湾およびワイズメンズクラブ国際協会の承認を得て追加される可能性のあるその他の区で構成される。

第3条 綱領と目的 (PURPOSE AND OBJECTIVES)

第1項 綱領 (PURPOSE)

ワイズメンズクラブ国際協会は、イエス・キリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々がともに働く、世界的友好団体であり、YMCA に対する忠誠心を共にしつつ、活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類の為よりよき世界を築くべく尽力するものである。

第2項 目的 (OBJECTIVES)

アジア太平洋地域の目的は、以下のとおりである。

- アジア太平洋地域全体のワイズメンズクラブの組織化と発展を奨励、促進、育成する。
- 全ての区の活動を調整し、支援する。
- あらゆるレベルの指導者の指導力育成に積極的に取り組み、組織し、調整する。
- アジア太平洋地域内の各区の紛争解決を含む（ただしこれに限定されない）全般的な監督を行う。
- アジア・太平洋 YMCA 同盟および地域の YMCA との良好な関係を促進する。

第4条 構成会員 (MEMBERSHIP)

第1項 クラブ (CLUBS)

地域は、これに加盟するワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンズアンドウィメンズクラブまたは Y サービスクラブをもって構成される。

第2項 定義 (DEFINITION)

各クラブの会員は、ワイズメンズクラブ国際協会の国際憲法で定められたとおりとする。

第5条 立法機関 (LEGISLATIVE AUTHORITY)

第1項 立法権 (LEGISLATIVE AUTHORITY)

アジア太平洋地域の立法権は、地域議会に帰属する。

第2項 地域議会 (AREA COUNCIL)

地域議会は、地域会長および地域内の会員を代表して各区から選出される理事で構成される。

第3項 地域議会の会議 (AREA COUNCIL MEETING)

地域議会は、正式に成立した会議を年に2回以上開かなければならない。地域議会は、地域議会の会議において、実現可能な形式でその業務を処理するものとする。投票は、地域会長の承認を得て、直接投票、郵便投票または電子媒体による投票が可能である。地域議会のその他の会議は、地域会長が招集するか、または議会のメンバーが要求し、議会のメンバーの少なくとも50%の承認を得て招集することができる。

第4項 議会の進行 (PROCEEDINGS OF MEETING)

- 地域会長は、すべての議会の会議において議長を務め、会長不在の場合は、次期地域会長または直前地域会長が議長を務める。
- 地域議会は、地域会長により、または地域会長の指示で地域書記により、招集する。議会の開催は、少なくとも30日前に告知されなければならない。

第5項 定足数 (QUORUM)

地域議会の50% + 1名を定足数とする。定数に達しなかった場合、会議は、30分間休会するものとし、その後、地域会長の裁量により、決議を行うことなく再開することができる。

第6項 投票権 (RIGHT TO VOTE)

- 議員またはその代理人は、それぞれ1票の投票権を有する。議会の決定は、いかなる議会においても出席議員の過半数または電

子投票または郵便投票での過半数の賛成による。

B. 地域会長は、賛否同数の場合にのみ、その投票権を行使する。

第7項 職務上の構成員 (EX-OFFICIO MEMBERS)

次期地域会長、直前地域会長、地域書記および地域会計は、地域議会の職務上の構成員であり、地域議会の会議に出席するものとする。アジア太平洋地域選出の国際議会議員も、地域議会の職務上の構成員であり、地域議会の会議に出席する権利がある。地域会長は、地域事業主任および YMCA リエゾンの代表を地域議会の会議に出席するよう招待することができる。

第8項 代理人 (PROXY)

A. 理事が地域議会に出席できない場合、代理人の氏名を、事前に地域会長に書面または電子メールで提出すれば、次期理事、直前理事または理事によって任命された別の区代表が代理人として出席することができる。

B. 区からの代表者が地域議会に出席できない場合、理事は、地域会長を投票代理人として指名することができる。

第6条 行政役員 (ADMINISTRATIVE OFFICERS)

第1項 執行役員 (EXECUTIVE OFFICERS)

A. 本組織の執行役員は、地域会長、次期地域会長、直前地域会長、地域書記、地域会計とする。

B. 地域会長は、国際議員としての任期中に1年間の任期を務めるものとする。

C. 次期地域会長は、現地域会長の退任後、自動的に地域会長の職に就くものとする。

第2項 地域執行役員の任命 (APPOINTMENT OF AREA EXECUTIVE OFFICERS)

A. 地域会長は、地域書記と地域会計を任命する。任期は、地域会長の任期と同じか、地域会長が決める、会長の任期よりも短い期間とする。彼らは、地域執行役員とも呼ばれる。

B. 地域会長は、最初の地域議会で、情報を提供し承認を得るため、地域書記、地域会計、および地域事業主任の任命案を提出するものとする。

第7条 継 承 (SUCCESSION)

第1項 継承 (SUCCESSION)

地域会長が死亡した場合または務めを果たせない場合、次期地域会長が地域会長の職を引き継ぐ。

第2項 代案 (OPTIONS)

次期地域会長がまだ選出されていない場合、選挙が実施されるまで、または国際憲法第4条第6項に従って任命されるまで、直前地域会長が地域会長職を引き継ぐ。

第3項 就任式 (INSTALLATION)

後任者の就任式は、国際会長がオンラインまたは対面で行う。

第8条 国際議会議員 (INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER)

第1項 選挙 (ELECTIONS)

地域は、国際憲法の規定に則って、国際議会議員 (ICM) を地域から選出する。

第2項 候補者の指名 (NOMINATIONS)

各クラブは、その地域を代表する国際議会議員の議席に1名の候補者を推薦することができる。候補者は、選挙期日の90日前迄に、所定の書式によって国際本部に提出されなければならない。この候補者は、国際議会により定められた資格要件を満たしていなければならない。地域は、国際議会の承認を得て、追加の地域独自の資格要件を定めることができる。

第3項 青年国際議会議員 (YOUNG INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER)

青年国際議会議員の資格は、国際議会が定める。青年国際議会議員の年齢は、26歳から39歳までとする。

第4項 選挙 (ELECTION PROCEDURES)

国際本部は、選挙期日45日前迄に、各クラブに対し、指名委員会が当該地域会長と協議のうえ下した決定に基づいて、役職1つについて多くとも3名までの候補者を提示するものとし、その中、1人は各クラブから最多数の指名票を得た者が含まれなければならない。活動中 (グッドスタンディング) のクラブは、その地域から選出される国際議会議員1名につき1票の投票権を有する。投票締切日迄に国際本部に到着した郵送またはオンライン投票で、役職ごとの最高得票者をもってその役職の当選者とされる。

第5項 兼任の禁止 (CONCURRENT POSITION)

国際議会議員および選挙で選ばれた役員 (理事と部長) は、地域内で他の選挙で選ばれる役職を兼任してはならない。

第9条 国際議会議員および次期地域会長選挙 (ELECTION OF INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER-ELECT AND AREA PRESIDENT ELECT)

第1項 次期国際議会議員 (INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER-ELECT)

次期国際議会議員の選挙は、ワイズメンズクラブ国際協会によって行われるものとする。最高得票者である候補者が次期国際議会議員となる。地域に国際議会議員が1人しかいない場合は、次期国際議会議員が、次期地域会長となる。

第2項 地域会長 (AREA PRESIDENT)

複数の次期国際議会議員が選出された場合、地域議会は、どの候補者が次期地域会長になるかを多数決で決定することができる。

第10条 財 政 (FINANCE)

第1項 地域会費 (AREA DUES)

- A. 地域議会は、各クラブ会員が地域の運営費を支援するために支払う、一人当たりの均一な財政負担（「地域会費」）を決定する。
地域会費は、2月1日および8月1日現在の会員数に応じて、区によってクラブから徴収され、指定された期限までに地域会計に送金されなければならない。
- B. 地域議会は、地域会長の勧告に基づき、会費を変更する権限を有する。

第2項 会計年度（LEGISLATIVE YEAR）

会計年度は、立法上の年度と一致し、7月1日から6月30日までとする。

第3項 監査済み財務諸表（AUDITED FINANCIAL STATEMENTS）

- A. 地域会計は、適正な会計帳簿や記録および地域の銀行口座を管理する責任を負う執行役員である。
- B. 地域会計は、監査用の年次財務諸表を作成する。財務諸表には以下が含まれなければならない。
- (a) 当該期間の地域の財務取引を正しくかつ公正に示す収支計算書
 - (b) 収支計算書が作成された日付における地域の財政状態を正しくかつ公正に示す財政状況説明書
- C. 地域会計は、監査済みの財務諸表を、第1回地域議会に提出し、地域議会の承認を得なければならない。監査済み財務諸表が最初の議会に間に合わなかった場合は、監査前の財務諸表を提出しなければならない。監査済み財務諸表が第1回地域議会に間に合わなかった場合、次の地域議会までに提出されなければならない。
- D. 財務諸表は、地域議会に提出する前に、まず地域執行役員の承認を得なければならない。

第4項 経常予算（OPERATING BUDGET）

- A. 地域会長は、その年度の最初の地域議会において、経常予算を提出し、その承認を受け、その実施に責任を負わなければならない。
- B. 地域会長は、必要に応じて電子媒体を用いて、予算の10%を超過する可能性のある単一項目の支出について、地域議会の承認を得なければならない。

第5項 会計監査人（AUDITORS）

地域議会は、最初の地域議会で地域会長によって推薦された専門的な資格のある会計士を会計監査人として任命する。現職の会計監査人は、新立法上の年度の会計監査人として再任されることができる。

第6項 財政方針とガイドライン（FINANCIAL POLICIES AND GUIDELINES）

地域執行役員および関係者は、地域憲法ガイドラインに記載されている財政方針とガイドラインを遵守するものとする。

第11条 地域事務所（AREA OFFICE）

地域議会は、国際憲法第8条の規定に基づき、地域の活動を推進、調整、維持するために、地域事務所を設置することができる。

第12条 地域大会（AREA CONVENTIONS）

第1項 開催（OCCURRENCE）

地域大会は、できる限り、隔年で奇数年に、実行可能な方法で開催されるものとする。

第2項 地域大会入札（CONVENTION BIDS）

地域大会開催の入札は、2年前に地域議会に提出し、承認を得なければならない。

第3項 地域大会委員会（AREA CONVENTION COMMITTEE “ACC”）

地域議会は、地域大会の計画と実施において、大会実行委員会（以下「HCC」）と連絡を取り合い調整するために、地域大会委員会の委員長（委員長は、元地域会長が望ましい）と委員を任命する。

第4項 大会実行委員会（HOST CONVENTION COMMITTEE）

地域大会の準備は、ACCの指導と監督の下、HCCが行うものとする。地域大会の準備と開催のプロセスは、国際大会マニュアルを参考にするものとする。HCCは、地域大会の予算と詳細を地域議会に提示し、承認を得るものとする。

第13条 行動規範（CODE OF CONDUCT）

第1項 規範（CODE）

- A. クラブ会員は、本組織の原則と倫理を守り、妥協のない誠実な言動をとることが求められる。会員の行動は、地域、区、部、クラブの管理とガバナンスに反映されるべきである。
- B. 選挙で選ばれたリーダーおよび任命されたリーダーは、地域議会または地域会長が招集した会議に優先的に出席することとする。

第2項 ガイダンス（GUIDANCE）

紛争が発生した場合は、ワイズメンズクラブ国際協会が設定した「紛争解決手順」に従って解決されるものとする。

第3項 権限（AUTHORITY）

地域議会は、区トロイカと協議のうえ、本協会の良好な機能とイメージを確保するものとする。

第14条 解散（DISSOLUTION）

第1項 解散（DISSOLUTION）

地域は、30日前に書面で通知された特別地域議会で、投票権を持つ会員（クラブ）の75%の承認を得た推薦により、国際議会の承認を得て、解散または他の地域と合併することができる。

第2項 基金の分配（DISTRIBUTION OF FUNDS）

解散の際には、積立金および指定された基金を存続団体に移譲するものとする。

第 15 条 改 正 (AMENDMENTS)

第 1 項 事前の告知 (NOTICE PERIOD REQUIRED)

本憲法の改正案は、各議員と地域内クラブ会長に最低 30 日前に書面で通知した上で、特別地域議会で投票されるものとする。ただし、1 つまたは複数の区が、特に自然災害、ロックダウン、戦争、内乱などの不可抗力の状況にある場合には、上記の期限の制限をしてはならない。地域議会は、全員一致であれば、これより短期間の通知を承認することができる。

第 2 項 憲法の改正 (AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION)

本憲法は、正当に成立した会議において、または電子投票により、地域議会の 3 分の 2 の賛成票が得られ、さらに地域内の活動中 (グッドスタンディング) のクラブの 3 分の 2 の賛成票を得られた場合に改正することができる。ただし、改正案の通知は、書面で地域議会の全議員に、議会の 30 日前までに提出されなければならない。さらに、その改正内容は、ワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。

第 3 項 憲法ガイドラインの改正

憲法ガイドラインは、地域議会の過半数の賛成票によって改定することができる。ただし、改正案を、議会の最低 30 日前までに、地域議会の全議員に書面で通知しなければならない。また、その改正内容がワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。さらに、1 つまたは複数の区が、特に自然災害、ロックダウン、戦争、内乱などの不可抗力の状況にある場合には、上記の期限の制限をしてはならない。

1986 年 4 月改正	1989 年 1 月改正	1990 年 1 月改正	2004 年 1 月改正
2006 年 7 月改正	2008 年 7 月改正	2009 年 7 月改正	2012 年 2 月改正
2014 年 3 月改正	2019 年 9 月改正	2021 年 11 月改正	